

○令和7年10月21日(火)

開議 午後 2 時30分

閉会 午後 5 時33分

○出席委員(33名)

委 員 長	杉 山 允 孝	委 員 長	品 田 ときえ
副 委 員 長	上 野 和 幸	委 員 高 尻 英 明	
委 員 員	横 山 啓 一	委 員 高 木 ひろたか	
委 員 員	いしかわ まさき	委 員 中 野 ひろゆき	
委 員 員	笠 井 まなみ	委 員 えびな 安 信	
委 員 員	あ べ な お	委 員 高 橋 ひでとし	
委 員 員	中 村 みなこ	委 員 菅 原 範 明	
委 員 員	江 川 あ や	委 員 佐 藤 さだお	
委 員 員	植 木 だいすけ	委 員 石 川 厚 子	
委 員 員	小 林 ゆうき	委 員 能 登 谷 繁	
委 員 員	駒 木 おさみ	委 員 高 見 一 典	
委 員 員	皆 川 ゆきたけ	委 員 金 谷 美奈子	
委 員 員	たけいし よういち	委 員 高 花 えいこ	
委 員 員	石 川 まさゆき	委 員 中 村 のりゆき	
委 員 員	沼 崎 雅 之	委 員 安 田 佳 正	
委 員 員	まじま 隆 英	委 員 松 田 卓 也	
委 員 員	高 橋 紀 博		

○出席議員(1名)

議 長 福 居 秀 雄

○説明員

市長	今津 寛介	子育て支援部長	向井 泰子
副市長	中村 寧	健康保健部長	山口 亮
副市長	菅野 直行	環境部長	太田 誠二
副市長	樹井 正将	経済部長	三宮 元樹
総合政策部長	熊谷 好規	観光スポーツ部長	菅原 稔
総合政策部次長	小澤 直樹	観光スポーツ部スポーツ施設整備課長	川原 久明
いじめ防止対策推進部長	石原 伸広	観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹	大久保 啓子
行財政改革推進部長	浅利 豪	農政部長	林 良和
行財政改革推進部行政改革課長	梶山 朋宏	建築部長	岡田 光弘
行財政改革推進部公共施設マネジメント課長	今野 修	土木部長	富岡 賢司
女性活躍推進部長	片岡 晃恵	消防部長	河端 彦彦
地域振興部長	三宅 智彦	教育部長	野崎 幸宏
総務部長	和田 英邦	学校教育部長	坂本 考生
防災安全部長	内村 充彦	学校教育部学校施設課長	板東 俊光
税務部長	金澤 匡貢	水道事業管理者	佐藤 幸輝
市民生活部長	樽井 里美	市立旭川病院事務局長	木村 直樹
福祉保険部長	川邊 仁	監査委員	大鷹 明

○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸	議事調査課主査	岡本 諭志
議会事務局次長	林上 敦裕	議事調査課書記	高橋 理恵
議事調査課主査	佐藤 友紀	議事調査課書記	朝倉 あゆみ
議事調査課主査	信濃 孝美	議事調査課書記	桐山 未悠

○杉山委員長 ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

本特別委員会に付託を受けております各号議案11件につきましては、総務経済建設、民生子育て文教両分科会でそれぞれ分担し、質疑を行ってきたところであります。10月17日に、両分科会委員長から、分科会における質疑が終了した旨、またあわせて、両分科会において総括質疑の申出があった旨の報告がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、これより総括質疑に入るわけでありますが、発言される際は、必ず委員長の許可を得た上で発言されるようお願いいたします。

また、理事者においては、明確に職名をもって発言の許可を得られますようお願いいたします。

なお、理事者からの反問につきましては、その趣旨を説明の上、発言の許可を得ることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、認定第1号ないし認定第11号の令和6年度旭川市各会計決算の認定の以上11件を一括して議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

御質疑願います。

○石川厚子委員 私からは、PFI整備事業の評価について質疑させていただきます。

旭川市で初めてのPFI事業が高台小学校で実施され、昨年度末まで事業者によって維持管理されました。高台小学校は、2010年8月から2025年3月までの15年間にわたり、事業者が維持管理したわけですが、トータルで維持管理費用は幾らかかったのでしょうか。1年間にすると幾らになるのでしょうか。また、高台小学校と同程度の小学校の1年間の維持管理費用はどの程度なのか、併せてお答えください。

○坂本学校教育部長 高台小学校PFI整備事業の支払い額につきましては29億4千156万5千874円であり、このうち、維持管理費は2億7千345万8千264円、これを1年当たりに換算いたしますと1千864万4千881円となります。

高台小学校と児童数や校舎面積が同規模の小学校では、令和6年度で約300万円の維持管理費となっております。

○石川厚子委員 高台小学校の維持管理費は年間1千864万円余り、高台小と同程度の小学校の維持管理費は年間300万円とのことなので、6倍以上かかっております。

このことに対する市長の認識をお伺いいたします。

○今津市長 PFI事業は、施設の設計から維持管理までの事業期間全体を一体的に捉えるものであり、高台小学校では、全体事業費の削減が図られ、事業期間が短縮されたほか、施設を良好な状態に保つよう維持管理が行われたところでございます。

これにより、維持管理費は他の学校施設と比べて増えているものの、一方で、施設更新の遅れや不測の修繕を未然に防ぐことで費用を抑制でき、施設整備費も含めた事業費の削減については、一定の効果があったと認識をいたしております。

○石川厚子委員 分科会で、行財政改革推進部にPFIのメリットをお尋ねしました。民間による

創意工夫が發揮されること、財政支出の平準化が可能となることなどを挙げられました。

しかし、旭川市立高台小学校PFI事業総括報告書によりますと、基本・実施設計について、PFIそのものが期待した民間の活力や創意工夫は特に認められなかった、また、事業費の項目で、財政負担の平準化が図られたとは言い難い面もある、このように記されております。

行財政改革推進部は、これをどのように受け止めますか。

○浅利行財政改革推進部長 PFIのメリットでございます民間による創意工夫につきましては、学校施設という性質や、国庫補助を活用しようとした場合には、規模や施設の内容の制限や補助対象の可否といったことによりましてPFI事業に期待される効果が十分には得られない一方で、施設の維持管理に関しましては、民間のノウハウが十分に生かされた結果、築後15年経過した現在でも良好な状態が維持されているものと認識してございます。

また、財政支出の平準化というメリットにつきましても、国庫補助を活用する場合には、制度上、整備完了時に一括払いをする必要がありますことから、国庫補助対象経費については平準化を図ることはできませんでしたが、一方で、国庫補助対象以外の経費につきましては割賦払いをすることができており、この部分については支出の平準化が図られたものと認識しているところでございます。

○石川厚子委員 行財政改革推進部より、学校施設という性質上、PFI事業に期待される効果が十分に得られなかつたとの答弁がありました。

学校という施設は、皆さんも御存じのように、収益を求めるものではありません。それが、PFI基本方針の策定や導入可能性調査を担当した当時の企画財政部企画課が関わることなく、市教委側でPFI事業を進めることになりました。なぜ企画財政部が最後まで関わらなかつたのでしょうか。当時の企画財政部の役割はPFIを導入するまでであり、導入後は教育委員会に丸投げというのではありませんにも無責任な対応ではないでしょうか。

○坂本学校教育部長 PFI導入決定までの手順として、当時の企画財政部が府内PFI導入検討会議の事務局を担い、導入可能性調査を実施し、高台小学校へのPFI事業導入の可能性について総合的な検証を行っております。

このことから、本市の組織における当時の企画財政部の役割としては、導入可能性調査の実施や調査結果に基づき、PFI導入の妥当性を判断することであり、導入決定後においては、担当部局である教育委員会が事業実施についての主体的な役割を担っていたものと認識しております。

○石川厚子委員 市教委がPFIのノウハウや経験が不足しているのは、当時から明らかだったのではないでしょうか。そもそも、学校教育施設にPFIを導入したことに無理があるのではないかでしょうか。

○野崎教育長 高台小学校PFI整備事業でありますけれども、従来方式と比べて、整備期間が大幅に短縮され、加えて、総事業費の削減や質の高い維持管理を維持したということで、一定の導入効果があったものと認識をしているところであります。

一方で、学校に対するPFI事業の導入については、その施設の用途から収益を目指すものではないというため、民間のノウハウの活用による効果については限定的であったものと捉えているところです。

○石川厚子委員 今、教育長が、学校施設という用途から収益を目指すものではないため、民間ノ

ノウハウの活用による効果は限定的であった、このように認められました。

分科会で、当時は、財政調整基金が1桁で財政調整基金を充当できない、そうした中、老朽化していた当時の高台小学校は改築しなければならない、そこでこういう手法を取ったとの副市長答弁がありました。

学校施設にPFIを導入した真の理由は、これだったのではないでしょうか。

○中村副市長 高台小学校の改築に当たりましては、平成18年度に導入可能性調査を実施したところですが、当時の本市の財政状況は、国の三位一体改革による地方交付税の総額抑制、そして、長引く景気低迷による市税収入の落ち込みなどによる一般財源の減少、扶助費等の義務的経費の増加などにより大変厳しい状況にありました。

従来は、臨時の経費の抑制や財政調整基金の取崩し等により義務的経費の増加に対応してきておりましたが、基金残高も残り僅かとなつたことから、旭川市行財政改革推進プログラムを策定し、計画的な財政運営に取り組むこととしたところでございます。このプログラムでは、効果的かつ効率的な行政運営の確立に向けたプロセスの一つとしてアウトソーシングの推進を掲げ、民間の能力やノウハウの活用、良質なサービスの提供及び建設コスト等の削減が期待できるPFI方式の導入検討をすることとしており、平成17年度に旭川市PFI活用指針を策定したところでございます。

また、高台小学校の校舎及び屋内体育館は老朽化が著しく、平成15年度、16年度に実施した耐力度調査の結果、構造上、危険な状態にある建物と判定され、優先的に改築することとしたところでございます。

このような状況から、当該校の改築に関して、活用指針等に基づき検討した結果、PFIの導入に効果があると判断されたことから、より少ない財政支出で質の高い公共サービスを提供できるといったPFIのメリットを期待して事業を実施することとしたところでございます。

○石川厚子委員 事業者による維持管理は、昨年度末で終わりました。教育長も、副市長も質の高い維持管理が継続されたと言われましたが、それはそのとおりだと思います。何せ、ほかの小学校の6倍、1千800万円もの維持管理費をかけているのですから。

しかし、この後、10年、20年、30年と高台小学校は使い続けることになるのです。言わば老朽化していくわけですが、今後の高台小学校の維持管理の在り方について、市長の見解をお伺いします。

○今津市長 高台小学校につきましては、PFI整備事業により計画的かつ適切な維持管理が行われてきた結果、施設の老朽化が抑制され、一定の延命化も図られたものと考えております。

PFI整備事業による維持管理の効果を生かすよう、学校施設の長寿命化を進めていくことが重要だと考えております。

○石川厚子委員 今、市長から、今後の高台小学校の維持管理の在り方について何ら具体的には示されませんでしたが、私の総括質疑、以上で終わらせていただきます。

○杉山委員長 質疑者の交代をお願いします。

御質疑願います。

○能登谷委員 それでは、私のはうは、花咲スポーツ公園新アリーナの整備の妥当性と事業手法の決定経過について伺っていきたいと思います。

まず最初に、花咲新アリーナ整備の妥当性で、2つの体育館が必要なのかどうか、ここについて

伺いたいと思います。

今津市長は、今年2月6日に確定した2025年度予算案に、新アリーナ整備事業4千115万7千円、花咲スポーツ公園再整備基本計画策定等432万7千円を盛り込みました。また、2月25日に行った市政方針演説で、花咲スポーツ公園新アリーナと東光スポーツ公園の複合体育施設を令和12年度に同時にオープンを目指すと述べておられます。

したがって、2024年度のうちに新アリーナ整備と花咲スポーツ公園再整備を意思形成していたということになります。それらに基づいて、現在、花咲スポーツ公園再整備基本計画中間まとめ（案）の意見募集も行われています。分科会では、9月29日に花咲新アリーナの事業手法を非保有方式に定めたとの答弁もあったところです。

民間が自由に利益を上げられる方式に定め、リスクや負担は市民に押しつけるのではないのかと、市長選挙のときから心配の声が上がっておりました。

そこで、伺いますが、花咲スポーツ公園再整備の全体像は、今、基本計画の中間まとめを行い、来年、基本計画が策定される予定です。一方で、その一部である花咲新アリーナは、今年、事業手法を定め、事業者の募集まで行う、そのために、他の施設の廃止や縮小まで行おうとしています。

全体像を決める前に、部分である新アリーナを民間で行うことを決めて、邪魔になるものは全体計画を変えてまで突き進むやり方は、行政の手法としてはあり得ない、主客転倒、あまりにも乱暴ではないでしょうか、市長の見解を伺います。

○今津市長 花咲スポーツ公園の再整備は、前回の市長公約にも掲げており、令和5年度に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想において、公園全体の再整備の考え方を整理し、各スポーツ施設の整備方針について示しております。

この基本構想において、総合体育館は、建て替えによりプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとすることや、新たな魅力の創出の実現等に向けて民間活力の活用を検討することを定めており、令和6年度より、まずは早期の建て替えが必要と判断した新アリーナの整備に向けた取組を開始しております。

公園再整備の全体像については令和5年度に示していることから、事業の進め方については適正に行っていると考えております。

○能登谷委員 令和5年度、2024年3月の基本構想で示していると言いたいのだと思いますけれども、基本構想ではそこまで市民に示していないし、また、その後、令和6年までいかないと計画が定まらないという中で、ほかにも様々な事業があると思いますので、後ほど示していきたいと思います。

PFI検討会議の資料にある官民連携導入可能性調査の結果では、総合体育館の後継施設は東光スポーツ公園の複合施設と定めています。なのに、なぜ余分に花咲新アリーナが必要なのか、分科会の答弁では数字などの明確な根拠は示されませんでした。

市長の下で、改めて、2つ目の体育施設、花咲新アリーナが必要になる明確な根拠をお示しいただきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 これまでの答弁の繰り返しとはなりますが、本市といたしましては、花咲新アリーナと東光複合体育施設の2館で市民のスポーツ需要を満たすこととしております。

現在の総合体育館が担っている北北海道のスポーツの拠点としての機能を東光スポーツ公園複合

体育施設が受け持つという役割分担をしておりますが、もともと総合体育館のみではスポーツ需要に対応しておらず、これまでの花咲スポーツ公園再整備基本構想や新アリーナ及び複合体育施設の基本計画に後継としては定めておりませんが、仮にその後継として複合体育館が整備されたとしても新アリーナの整備の必要性は変わりません。

なお、PFI検討会議の資料には、スポーツ施設の方向性として、東光複合体育施設は、プロフィットセンターではなく、競技スポーツの拠点として総合体育館の主な目的を果たす施設であることを示すため、後継施設と記載をしております。

また、数的な整理でございます。

平成28年度の東光スポーツ公園複合体育施設基本計画においては、現総合体育館や他のスポーツ施設の利用状況、市民、スポーツ団体へのアンケート結果から、総合体育館の利用日数分を確保しながら、新たに東光スポーツ公園複合体育施設を整備し、花咲と東光の2館で市民のスポーツ需要を満たすことと整理しております。

また、令和5年度に策定の花咲スポーツ公園再整備基本構想では、メインアリーナ部分について、過去の総合体育館利用実績や市内の大会開催状況から年間利用ニーズを466日と算出しており、さらに、利用者や団体から聞き取り調査を行っておりますが、一般開放と専用利用では現状でも足りていないとの声もあり、総合体育館の開館日数である347日を大幅に超えているところであります。

仮に新たに建設する東光複合体育施設の利用日数を現総合体育館と同日数といたしますと、受入れ可能日数は、2施設で694日となります。先ほどの466日と比較し、228日分の空きが生まれ、この分が、現状で制限されている専用利用と一般開放に加えて、プロフィットセンター機能としての興行利用等に充てられると判断し、花咲新アリーナと東光複合体育施設の役割分担を行い、改めて2館の整備が必要と定めたものであります。

○能登谷委員 大分言いたいことはあります、時間の関係で飛ばします。

行政改革推進部に伺います。

公共施設等総合管理計画では、基本方針として施設保有量の最適化を掲げています。新規整備は、既に計画として策定済みのものなど以外は、見合わせることとしています。

そうであれば、花咲新アリーナは、総合体育館の建て替えではなく、新たな計画、体育館をもう一つ造る計画ですから、公共施設等総合管理計画の趣旨に反するのではないかでしょうか。

○浅利行財政改革推進部長 公共施設等総合管理計画では、委員の御指摘にもありますとおり、基本方針の一つとして施設保有量の最適化を掲げております。第1期アクションプログラム等では、新規整備は既に計画として策定済みのものなど以外は見合わせることとしておりますが、社会状況の変化等によりまして、まちづくりを推進する上で新規整備の必要性が生じたものについては、別途、市民参加の手続を経ながら検討するとともに、提供する機能との関係性を考慮しながら、可能な限り複合化の検討を行い、官民連携による運用上の工夫などもすることとしております。

○能登谷委員 まちづくりを推進する上で新規整備の必要性が生じたものについては、別途、市民参加の手続を経ながら検討することです。

そこから見れば、まず、市民参加を図ることではないでしょうか。今、市長が行っていることは、花咲スポーツ公園の一部の新アリーナだけ先に進め、後で公園全体の再整備は市民参加の手続を取

る、しかも、それは新アリーナの邪魔になるものは取り除いた計画、これは後出ししゃんけんにもなっていません。

建物で約140億円、外構を含めて約190億円の大規模事業です。これまでの総合体育館の後継施設は、東光と言ったり、そうでないと言ったり、さっきいろいろ言っていましたが、明確に東光と定めていますから、新たな施設建設が必要かどうか、市民参加の手続が必要だと考えますが、見解を伺います。

○菅原観光スポーツ部長 市民参加の手法には、全市的な意見の聴取の機会としてパブリックコメントや説明会、専門的意見の聴取の機会として審議会や関係機関・団体との意見交換など、様々な手法があります。

また、市民参加の対象は、市民参加推進条例第6条に規定されており、市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る計画等の策定及び変更が対象となっていることから、基本構想や新アリーナ等基本計画の策定に当たっては、官民連携手法の導入も視野に入れ、旭川市スポーツ推進審議会の意見を聞き、パブリックコメントを実施しております。

○能登谷委員 確かに、市民参加の手法では、パブリックコメントを取っても市民参加、専門家に聞いても市民参加という規定になっています。

しかし、これで、市民に十分情報が提供されている、参加できていると考えているんでしょうか、見解を伺います。

○菅原観光スポーツ部長 市民参加の手続につきましては、市民参加推進条例に基づき進めておりまして、加えて、市民やスポーツ団体へのアンケート調査などを行うなど、市民への情報提供は行われていると認識しておりますが、今後についても、引き続き、議会や市民に対し、必要な情報提供を行い、進めてまいります。

○能登谷委員 行財政改革推進部の答弁では、可能な限り複合化の検討を行うともありました。

そうであれば、東光に最大限の機能を持たせる、5千席にすることでヴォレアス北海道も使えるのではないかでしょうか。現に、総合体育館ではそういうわけですから、可能なのではありませんか。

○菅原観光スポーツ部長 繰り返しになりますが、市民ニーズに対応するためには、新アリーナと複合体育施設の2館の整備が必要と考えております。仮に複合体育施設においてプロスポーツ等のイベントを受け入れると、市民利用やスポーツ大会利用に制限がかかることとなり、複合体育施設の市民利用や大会開催等に適したスポーツ施設としての役割を果たすことができないと認識しております。

○能登谷委員 何が何でも、2030年度、令和12年度に2つ同時に体育施設を造る理由は何か、なかなか分かりませんね。

新たなニーズがあるなら、財政を平準化させる上でも、同時ではなく、時期をずらして順番に造ればいいんじゃないでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 花咲スポーツ公園の総合体育館は、建設から40年以上が経過し、一部、メインアリーナ部分につきましては耐震基準に合っていない状況にあります。本市は、災害の少ない地域にあり、これまで震度5以上の経験はありませんが、万が一、これまで経験したことがないような地震が起きた際には、利用者の生命、身体に影響を与えるリスクは拭えないと考えておりま

す。

また、東光スポーツ公園につきましても、事業認可期間が令和12年度までとなっております。このため、花咲については官民連携手法により整備すること、また、東光につきましても、今後の施設内容の見直しにより、最大限、事業費の圧縮に努めながら、旭川市におけるスポーツニーズ等に安全、安心な利用環境の下で対応できるように目指していきたいと考えております。

○能登谷委員 この間から耐震、耐震って言っているんですけど、耐震は、この場合、理由にならないんですよ。同時に、時期をずらして建てたらどうだと。だから、1個、東光ができれば、そのことで耐震は問題はなくなるんですよね、花咲の総合体育館は一回潰せばいいから。そして、ずらした時期に建てたらどうだって言っているんですよ。だから、耐震、耐震って言うけど、そこは理由になっていませんよ。

時間がないから、それ、飛ばしますけど。

続いて、その妥当性で、財政見通しについても伺います。

令和6年度の官民連携導入可能性調査では、評価が高かった2つの手法については、バリュー・フォー・マネー、VFMを算定し、将来負担について検証していますが、非保有方式については負担額の算定はしていません。事業者の意見しか聞いていない。財政見通しがないのでありますか。

○菅原観光スポーツ部長 将来負担につきましては、昨年度の官民連携導入可能性調査により、保有方式に当たる事業方式はVFMについて確認ができており、非保有方式に当たる事業方式については同調査におけるヒアリングを行うことで詳細な構想を確認することで経済性が担保される可能性が確認できたとし、いずれも従来方式と比較してコスト面で有利となる可能性が確認されております。

なお、事業者選定委員会において、総合的な評価により、非保有方式で進めることは妥当と判断いただきましたが、非保有方式による事業提案がなかった場合や、提案内容が一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式で進めることを含めて検討することとの意見もいただいております。

事業者の選定に当たっては、事業提案内容の審査において、コスト面での検証もしっかりと行い、その結果を踏まえ、事業方式も含めて適切に進めてまいります。

○能登谷委員 非保有方式による事業提案がなかった場合や、提案内容が一定の水準を満たさない場合については、改めて保有方式で進めることを含めて検討するとの意見があったという答弁でした。

これは、まさに民間任せで、出たとこ勝負で、市自らの判断基準はないということなんでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 官民連携導入可能性調査あるいは府内のPFI導入検討会議におきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、従来方式と比較してコスト面で有利になる可能性があるというようなことが確認されておりますし、今後、提案を受けることで、その内容を検証した上で、事業提案内容の審査においてコスト面について検証もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○能登谷委員 その後、行われた事業者選定委員会でも、事業手法ごとの負担額の比較がありません。それどころか、非保有方式のリスクまで示して、将来、市がリスクを負う可能性まで示しています。金額の比較がない、リスクまである、それが分かっていながら非保有方式に定めたのは、最

初から結論ありきでなければできることではないでしょうか。財政見通しもつけずに進めば、将来に深刻な財政負担を残すことになるのではないでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 施設の運営に当たっては、市有施設であっても指定管理者の経営破綻などの一定のリスクはあると考えております。

非保有方式につきましても、他都市の事例においてリスク対応が示されておりましたことから、これを参考に対応を検討してまいりますし、事業者の募集に当たり、事業者の応募がなかった場合や、提案された事業計画が一定の水準を満たさない場合につきましては、一旦立ち止まり、改めて施設を保有する方式で進めることを含めて検討することとしております。

○能登谷委員 財政負担のことについて聞いていきたいと思うんですが、今後の大型施設の整備については、花咲新アリーナのほか、次期廃棄物最終処分場、そして、東光スポーツ公園複合体育施設、新たな市民文化ホールが予定されています。

それら施設の完成時期と事業費について伺いたいと思います。

また、現在、パブコメを行っている花咲スポーツ公園再整備の概算もあればお示しください。

○熊谷総合政策部長 今後予定しております主な大型施設の完成時期と現時点の概算事業費につきましては、次期廃棄物最終処分場が令和11年度竣工予定で、事業費105億円、東光スポーツ公園の複合体育施設が令和12年度竣工予定で、建設費104億円、新文化ホールについては、現在策定中の基本計画の中で、施設規模や竣工時期、建設費等を整理する予定でございます。

また、花咲スポーツ公園の再整備につきましては、来年度策定を予定している基本計画の中で事業内容や事業費を整理する予定でございます。

○能登谷委員 新文化ホールは100億円以上とこれまで言われていますので、以上と言われて久しいので、大分上がるんじゃないかと心配していますが、合計、それで300億円以上かかる。それに加えて、新アリーナ約190億円、まだ分からないが、花咲スポーツ公園の再整備もこれにさらに加わっていくということになりますから、600億円以上になるんじゃないかなあという莫大な財政需要があると言えます。

分科会質疑では、旭川の財政力指数が0.529で、全国の中核市が62市ある中で下から3番目で、大変厳しいということが分かりました。また、令和5年度の本市の将来負担比率は、道内の人口10万人の都市の中で、それこそ厳しい財政状況に苦しんでいる北見市の次に高い状況でもあります。

今後、次期廃棄物最終処分場や東光スポーツ公園の複合体育施設、新文化ホール、花咲新アリーナ、それらも含めた複数の大型施設の整備を進めるに当たって、財政の見通しをどのように立てているのか、伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 今後予定しております大型施設の整備につきましては、いずれも市民生活やまちの活性化に欠かせないものでありますので、今後も、財政負担の軽減や平準化の観点のほか、将来負担比率など財政指標の推移も踏まえた上で、持続可能な財政運営の見通しを持ちながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 事業手法の決定経過について伺います。

今月19日の北海道新聞では、記者の視点として、「旭川市長選で再選した今津氏 新アリーナ積極的に説明を」という旭川報道部の記事が掲載されていました。厳しい財政状況を踏まえ、民間

投資を活用する方針だが、市民の負担額や税収見通しなど計画は不透明な部分が多い、積極的に情報を見出し、事業内容について市民と丁寧に対話を重ねていくべきだと指摘しています。

そこで、伺いますが、分科会質疑では、市が所有しない非保有方式と定めたのが今年9月29日と聞きました。しかし、非保有方式と定める前提条件が見当たりませんでした。先に決まっていたからとしか言いようがないとの疑問が深まりました。令和6年度中に、BTO、BTCのPFの2方式以外は総合評価が低いことが分かっていました。したがって、官民連携の中のPFの2方式だけが優位だったと結論づけるべきだったところを、評価が低い非保有方式も含めて、官民連携全体が優位であるかのように装って選定委員会にかけたのではないかという疑問です。

実際に、分科会では、総合評価が高かったPFの2方式は金額の比較がありますが、非保有方式について決算年度での金額の比較はなかった、その後、新たなデータを選定委員会に示したのでしょうかという質問に、市は、選定委員会に対して金額についての新たなデータは示しておりませんと答弁しています。

一番大事な金額を比較するデータが新たにないということは、令和6年度の官民連携導入の決定時のデータが基本となっています。そうであれば、総合評価が高かったBTO、BTCの2つの手法を選定せず、官民連携手法が妥当としたのは、最初から非保有方式に誘導するため、そのような判断をしたのではないかということになりますが、市長の見解を伺います。

○今津市長 令和6年度に実施した導入可能性調査につきましては、旭川市PF活用指針に基づき、市場調査による事業者の参画意向や事業手法の定性評価、定量評価を基に総合的に評価しております。府内のPF検討会議を経て、本事業は官民連携手法による実施を決定したところでございます。

この決定を受け、事業者募集に向けた検討に着手しており、外部有識者も含めた花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会を設置し、本事業の特性を踏まえた事業方式の選定の考え方や採用すべき評価の視点などについて議論をいただき、その結果を踏まえ、非保有方式での実施を決定したものであり、誘導したものではありません。

○能登谷委員 分科会質疑を通じて、事業者選定委員会が、将来的な市の財政への影響では、非保有方式に特有のリスクとして民間事業者の事業破綻リスク等がある、民間事業者の事業破綻リスクへの対策が必要と意見を述べていることが分かりました。

市が保有していない場合、民間事業者が事業破綻した場合、市が引き取るリスク、古くなつて民間が放り出してから市が修繕費用を莫大にかけるリスクがあるのではないかと考えられます。先ほどの高台小学校の例でも、この後、老朽化したものには莫大なお金がかかると思われます。当然、市は、リスクの内容を精査し、リスク対策の試算を行い、非保有と決定したと思いますが、その詳細を伺います。

○菅原観光スポーツ部長 非保有方式の場合に想定される事業破綻リスクについて、これらが発生しないように対策を立てることが重要であることから、他都市の事例を参考に、基本協定において保証金の支払いや構成企業の補償など原状回復費用の支払いを担保する方法や、定期的な財務モニタリングを実施することで、財務状況の改善に向けた協議を行うことを想定しており、リスク対策の試算は行っておりません。

様々なリスクが想定されることから、その対策につきましては、他都市の例も参考に検討すると

ともに、事業者の選定時にも、事業計画について、その実現性、継続性や公共利用確保の考え方等について慎重に判断してまいります。

○能登谷委員 結局、今の時点でも、リスク対策、その、どんなリスクがあるかも含めて、試算はないおっしゃいました。

やっぱり、それはおかしいなと思いながら考えていると、いろんなことが思い出されてきて、今日は、朝からの総括がこの時間になりましたので、そういう意味で、いろいろと質疑の整理ができる、おかげさまで時間がもたらされましたので、この時の流れを大事にしたいなと思って、少し述べます。

それで、株式会社まちのミライが、旭川スポーツパーク・アリーナプロジェクトの計画を、時を同じくして昨年の10月に発表しています。あまりにも花咲新アリーナ計画とぴったりですが、今津市長は、まちのミライの関係者と相談しているのでしょうか、お会いになったことはありますか。

○今津市長 お尋ねにありましたまちのミライ社は、北海道における国内外のプロサッカーチームのキャンプ誘致のプラットフォームなどを展開しており、これまでまちのミライ社の社員と面会した経過はございます。

なお、新アリーナ建設に関し、同社の計画があることは報道等で承知しておりますが、具体的に同社から御提案を受けた経過はございません。

○能登谷委員 会っているということをお聞きしました。

5千人以上収容のアリーナを核とするスポーツパークで、これだけ内容も時期もぴったりな提案ですから、会っていても不思議はないのかなと思いますけれども、それで、まちのミライの副社長は、報道でもいろいろ出ていますので御存じだと思いますが、市が2023年度に設置した花咲スポーツ公園再整備に向けたタスクフォースのメンバーです。なので、そのときの知見を生かして、旭川スポーツパーク・アリーナプロジェクトをつくり上げることができたと思われます。

そこから、非保有、民間でやる方向が定まっていたのではないかでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 委員から、今、御発言の中にありましたタスクフォースでございますけれども、花咲スポーツ公園の再整備を進めるに当たって、関係者間で情報共有を進めるため、構成された組織となっておりました。御指摘のとおり、株式会社コンサドーレの社員としてタスクフォースに御参画をいただいておりまして、その際には、同社が持つスポーツ施設の管理運営ですとか様々な部分について知見を有しているということがございましたので、本市としてその知見を御紹介いただいたというところであります。

○能登谷委員 タスクフォースで市と一緒に新アリーナ建設を考えて、民間でもうかる仕組みをつくり、市は並行してPF1の導入検討会議、同じ時期でした。というよりも、この発表の後ですね、導入検討会議が結論を出すのは。PF1の2事業しか総合評価が高くないのに、評価が低い非保有まで広げて官民連携だと決定しました。

あまりにも恣意的、非保有に誘導したのではありませんか。

○菅原観光スポーツ部長 これまでの事業の進め方の中で、非保有方式に市としてそれを誘導してきたという経過はございません。

○能登谷委員 疑問は尽きませんが、次に進みます。

分科会質疑では、官民連携の決定が今年の2月6日だったが、議会、経済建設常任委員会へ報告

したのは、年度をまたぎ、4月になったということが分かりました。また、非保有方式と定めたのが今年9月29日だったんですが、直前の24日の経済建設常任委員会で議論したことも全く無視されていたことが指摘されています。

花咲新アリーナについて、さきの北海道新聞でも紹介されているとおり、市民は十分な情報もない中でその行方を心配しています。市民への情報もないんですが、議会軽視も甚だしいのではありませんか。

○**榎井副市長** 官民連携手法の導入に当たっては、既に2月6日に市として意思決定しており、令和7年4月の経済建設常任委員会での詳細な報告前には、令和7年第1回定例会において、新アリーナの官民連携手法による実施について御質疑をしていただいております。

また、本年9月の経済建設常任委員会の御質疑に対しても、可能性調査の評価結果を反映せずに非保有方式が出てきたということであったり、事業破綻リスクをどう考えるかなどの御指摘を受けている中、市としても、事業方針の選定の手順の考え方であったり、リスク対策の考え方についても見解を述べさせていただいておりまして、議会に対しても真摯に対応していると考えているところでございます。

○**能登谷委員** それで真摯に対応したと言えるのかどうか、また、別なところで議論したいと思いますが、さきに紹介した北海道新聞の記事では、結論を決めてから理解を求めるような、そういう手順とならないように、市議会や記者会見で事業の進展を丁寧に説明するべきだと指摘されています。

このように、花咲新アリーナの問題は、市民にとっても大きな関心事になっています。将来負担も含め、財政見通しをまず立てることが優先ではないでしょうか。その上で、市民にしっかりと情報発信を行いながら、丁寧に合意形成を図るべきだと考えますが、市長の所見を伺いたいと思います。

○**今津市長** 花咲スポーツ公園の再整備や、それに伴う新アリーナ整備につきましては、これまでも、様々な方法により市民参加及び情報の発信に努めてきたところでございます。また、市議会に対しましても、適宜、事業の進捗状況について報告してきたところであります。これまでの定例会や常任委員会での議論や報道等を通じて一定の周知は図られたと認識をいたしております。

今後の事業者選定に当たって、事業者からの提案内容は、本市が保有する情報ではないため、市の判断で公表することはできませんが、事業者が決定するなど事業内容を公表できることとなった際には積極的な情報発信に努めてまいります。

いずれにいたしましても、本市の新たな魅力の創出につながる施設でありますし、新アリーナがにぎわいづくりの中心となり、市民の皆様に楽しんでいただける施設となるよう取り組んでまいります。

○**能登谷委員** 結果として、PPP、官民連携全体がそうですが、利益は民間のものとなる、しかし、負担は市民に行くのではないか、その心配が大変市民の中で大きく広がっています。

しかし、今、市長が述べたとおり、市の関与はなかなかできないんですよ、市の保有でないから。そういうものが本当にできていったことで大丈夫なのかということは改めて懸念を示しながら、今日は終わりたいと思います。

○**杉山委員長** 以上で、総括質疑を終わります。

これをもちまして、本特別委員会に付託を受けております認定第1号ないし認定第11号の令和6年度旭川市各会計決算の認定の以上11件に対する質疑は、全て終了いたしました。

したがいまして、これより本特別委員会としての結論の取りまとめに入る運びとなるわけであります、結論の取りまとめと議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の案の作成につきましては、代表者会議で執り行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時19分

再開 午後5時20分

○杉山委員長 再開いたします。

本特別委員会に付託を受けております各号議案11件につきましては、全ての質疑を終了し、その後、本特別委員会としての結論の取りまとめを行うため、各会派1名による代表者会議で意見の調整を図ってまいりました。

代表者会議における取りまとめの経過につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことだと思いますので、この際、その説明は省略させていただき、結果のみについて御報告申し上げたいと思います。

すなわち、代表者会議の取りまとめの結果につきましては、認定第2号ないし認定第8号及び認定第11号の以上8件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり認定すべきものと決定し、認定第1号、認定第9号及び認定第10号の以上3件につきましては、いずれも意見の一一致を見るに至らなかったところであります。

これより、討論に入ります。

発言の申出がありますので、発言を許します。

○まじま委員 日本共産党は、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定、認定第9号、令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定、認定第10号、令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定について、反対をいたします。

以下、簡潔にその理由を述べます。

私ども会派は、大綱質疑、さらには、2つの分科会質疑、市長への総括質疑で、賛否を判断する上で必要な質疑を行ってまいりました。

その結果、私たち会派や市民が求めていた補聴器購入に対する助成制度、医療的ケア児保育支援、小中学校へのエアコン設置、学校給食費値上げ分の助成などの予算が執行されたことは評価できます。

一方で、旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例に関して、決算年度において2件、1千145万8千113円と、昨年度と同額を減免適用しています。自主財源を安定的に確保することが必要としながら、矛盾している対応と言わなければなりません。

また、永山取水施設の行政財産の目的外使用に関しては、市長が特別に認めた場合に減免することができるという規定を基に、決算年度の使用料7千778万2千800円、全額免除しています。市民要望、住民サービス増進のための自主財源確保に努める必要がある中で、多額の使用料を全額免除するという行為は適切なものとは言えません。

認定第1号には、旭川市で初めてのPFI事業が高台小学校で実施され、決算年度末まで事業者によって維持管理された事業費が含まれています。高台小学校の維持管理費は年間1千864万円余りです。高台小と同程度の小学校の維持管理費は年間300万円であり、6倍以上かかっていることが明らかになりました。

また、旭川市立高台小学校PFI事業総括報告書に、基本・実施設計について、PFIそのものが期待した民間の活力や創意工夫は特に認められなかった、事業費の項目で財政負担の平準化が図られたとは言い難い面もあると記されているように、PFIのメリットが特に認められなかったことも分かりました。高台小学校の事業者による維持管理期間は令和6年度末で終了しましたが、今後の維持管理の在り方についても示されておりません。

以上のことから、私どもの会派は、高台小学校PFI整備事業の認定について、賛成することはできません。

花咲スポーツ公園新アリーナ整備は、市は、2024年度のうちに新アリーナ整備と花咲スポーツ公園再整備を意思形成し、新年度予算を計上していました。

決算審査では、総合体育館の後継施設は東光スポーツ公園の複合施設と定めていたながら、新たに花咲新アリーナが必要な根拠も、2つ同時に建設する根拠も明確にはなりませんでした。公共施設等総合管理計画の趣旨に反すると言わねばなりません。

その後、事業手法は、市が所有をしない非保有方式と定めましたが、2024年度中にPFIの2方式以外は総合評価が低いことが分かっていました。したがって、官民連携の中のPFIの2方式だけが優位だったと結論づけるべきだったところを、評価が低い非保有方式も含めて、官民連携全体が優位であるかのように誘導して選定委員会にかけたと言わざるを得ません。

株式会社まちのミライが、旭川スポーツパーク・アリーナプロジェクトの計画を2024年10月9日に発表しています。まちのミライの関係者は、市が2023年度に設置した花咲スポーツ公園再整備に向けたタスクフォースのメンバーであり、そのときの知見を生かして旭川スポーツパーク・アリーナプロジェクトをつくり上げることができた状況であります。

タスクフォースで市と一体に新アリーナ建設を考え、一方で、市は、PFI導入検討会議でPFIの2事業しか総合評価が高くないのに、評価が低い非保有まで広げて官民連携だと決定したと言わざるを得ません。

事業者選定委員会が、将来的な市の財政への影響では、非保有方式に特有のリスクとして民間事業者の事業破綻リスクなどがある、民間事業者の事業破綻リスクへの対策が必要と意見を述べています。市が保有していないなくても、民間事業者が事業破綻した場合、市が引き取るリスク、古くなつて民間が放り出してから市が修繕費用を莫大にかけるリスクがありながら、市はリスク対策の試算を行わず、非保有と決定したのは、市民負担よりも民間の利益を優先するものと言わざるを得ません。

次に、認定第9号、認定第10号の水道料金、下水道使用料の減免制度について、年金が下がつて物価の高騰に苦しむ独居高齢者世帯、2013年から2015年にわたり、光熱水費を含む生活保護基準引下げで苦しむ生活保護世帯、こういった生活弱者に対して水道料金、下水道使用料の減免制度を段階的に縮小、廃止してきたことを容認するわけにはいきません。

以上の理由から、日本共産党は、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定、認定第9

号、令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定、認定第10号、令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定について、反対をいたします。

○杉山委員長 以上で、発言の申出による討論は終了しました。

他に御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○杉山委員長 他に御発言がなければ、討論終結と認め、これより採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、認定第1号、認定第9号及び認定第10号の令和6年度旭川市一般会計決算の認定、水道事業会計決算の認定、下水道事業会計決算の認定の以上3件について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、いずれも原案どおり認定すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○杉山委員長 起立多数であります。

よって、本案は、いずれも原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号ないし認定第8号及び認定第11号の以上8件について採決いたします。
お諮りいたします。

本案につきましては、いずれも原案どおり認定すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○杉山委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

ただいまの委員会の決定に基づき、議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の作成に取りかかる運びとなるわけでありますが、あらかじめ、その文案を作成しております。

議長宛て審査報告書の文案につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いまして、この際、配付につきましては省略させていただき、委員長口頭報告のみ、議会事務局から朗読いたします。

○林上議会事務局次長 決算審査特別委員会委員長口頭報告案を朗読いたします。

本特別委員会に付託を受けておりました認定第1号ないし認定第11号の令和6年度旭川市各会計決算の認定の以上11件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過でありますが、本特別委員会は、10月8日に開会し、総務経済建設、民生子育て文教の2分科会を設置して、付託議案を両分科会で分担し、10月8日から10月17日までの間、それぞれの分科会を6回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、分担議案に対する質疑のみを行い、10月17日に両分科会委員長から、質疑を終了した旨の、またあわせて、総括質疑の申出があった旨の報告を受けたところであります。その後、10月21日に総括質疑を行い、付託議案に対する全ての質疑を終了したことから、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいりました次第であります。

両分科会の審査過程及び総括質疑における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、認定第1号、認定第9号及び認定第10号の令和6年度旭川市一般会計決算の認定、水道事業会計決算の認定、下水道事業会計決算の認定の以上3件につきましては、日本共産党のまじま委員から反対である旨の討論があった後、採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもって、いずれも原案どおり認定すべきものと決定し、認定第2号ないし認定第8号及び認定第11号の以上8件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○杉山委員長 それでは、議長宛て審査報告書と、ただいま議会事務局次長が朗読いたしました委員長口頭報告につきましては、そのとおり報告することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○杉山委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、本特別委員会の議事は、全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、本特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時33分